



## 平成25年度 食品循環資源の再生利用等実態調査票

この調査は、農林水産省が統計法第19条第1項の規定に基づき一般統計調査として実施するものです。

また、この調査票は統計を作成するためのみに使用するもので、課税や個別の指導など統計以外の目的には使用しません。

### 【記入上の留意事項】

- 1 記入に当たっては、「調査票の記入の仕方」を参考にしてください。
- 2 この調査は、食品産業関連の事業所を対象としています。このため、貴事業所の実態についてのみ記入いただき、貴事業所以外（他の支所・支店など）の分は除いてください。
- 3 売上高は、消費税を含んだ金額を記入してください。

### 【問合せ先】

- 1 貴事業所における平成24年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）の食品廃棄物等の発生状況について、該当する番号を○で囲んでください。

食品廃棄物 等が	発生した	1	→	うら面にお進みください。
	発生しなかった	2	→	調査は以上で終わりです。 同封の返信用封筒にて、月 日までに調査票を返信してください。 なお、秘密の保護のため、返信用封筒には、業者名、記入者名等は記入しないでください。 ご協力ありがとうございました。

注：食品廃棄物等とは、廃棄した食品や食品の製造、加工又は調理の過程で発生した残さのうち、食用にしないで廃棄した物や、肥料や飼料などへ再利用したものをいいます。

具体的には、飲食店等などの食べ残しや、スーパーでの食品の売れ残り品、魚の内臓や野菜のくず、生ゴミなどを肥料・飼料製造メーカーや農家等へ販売又は譲渡したもの。

なお、一般の家庭ゴミと混合し、市町村等が行っているゴミ収集を活用して廃棄したものも含まれます。

2 平成24年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）の食品廃棄物等の発生量、再生利用等の実施量及びそのまま廃棄した量についてご記入ください。  
 また、再生利用等の実施量について、処理内容別の内訳をご記入ください。

食品廃棄物等の 年間総発生量 ①+②	kg
再生利用等の 実施量 ①	kg
そのまま 廃棄した量 ②	kg

再生利用の実施（仕向）量	肥料化 (肥料にすること)	kg
	飼料化 (飼料にすること)	kg
	メタン化 (生ゴミ等を発酵させ、エネルギーとして利用するためのガスを得ること)	kg
	油脂及び油脂製品化 (石けんや洗剤、バイオディーゼル燃料にすること)	kg
	炭化して製造される燃料及び還元剤 (石炭などの代替燃料にすること)	kg
	エタノール化 (エタノールを抽出するために発酵、蒸溜などの加工を行うこと)	kg
	上記用途以外の用途 (健康食品や工業資材、工芸品などの上記用途以外のもの、不明な場合も含む)	kg
減量の実施量	熱回収への実施(仕向)量	kg
	脱水 (排水、ろ過等により減量した量)	kg
	乾燥 (加熱乾燥処理等により減量した量)	kg
	発酵 (微生物等の働きにより減量した量)	kg
	炭化 (蒸し焼き等で炭にして減量した量)	kg

処理内容別の内訳をご記入ください。  
 (内訳の合計は①と一致します。)

3 平成24年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）の事業活動に伴う製造量等について記入してください。  
 なお、業種別の記入項目は、「調査票の記入の仕方」を参照してください。

業種別の記入項目により記入	製造量(重量)	t
	製造数量(容量)	kl
	売上高(消費税を含む)	千円
	原料量	t
	客数	人

記入内容について照会させていただく場合がありますので、記入者名及び担当部署名の記入をお願いします。

記入者名

担当部署

調査は以上で終わりです。  
 同封の返信用封筒にて、月 日までに調査票を返信してください。  
 なお、秘密の保護のため、返信用封筒には、業者名、記入者名等は記入しないでください。  
 ご協力ありがとうございました。